

Z—69—F

消費税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、平成31年4月5日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「F 1～F 12」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 次の各問に答えなさい。

- (1) 消費税法では、輸出免税制度が採用されており、消費税の課税事業者が、国内において行う課税資産の譲渡等のうち、消費税法第 7 条の規定に該当するものは消費税が免除される。
- イ この免除の対象となる取引及びその適用を受けるための要件について簡潔に述べなさい。
- なお、免除を受けるための要件については、その取引の態様ごとに、その取引に該当することを証明する方法を記載すること。
- ロ 輸出免税制度が採用されている理由について、国境を越えて行われる取引に係る消費税の課税の考え方に触れつつ、簡潔に述べなさい。
- (注) 消費税法第 8 条に規定する輸出物品販売場制度及び消費税法以外の法令の規定により消費税が免除されるものについては、触れる必要はない。
- (2) 資産の譲渡等に該当しないものであっても、消費税法第 30 条の規定の適用上、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなされるものについて、具体例を挙げて述べなさい。

問 2 消費税法第 37 条第 1 項に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(簡易課税制度)に関して、次の各問に答えなさい。

- (1) 個人事業者 A は、高齢となった父親 B が経営していた事業(ケーキの製造業)を 1 年前(前課税期間)に承継した。事業の承継前における B の年間の課税売上げは約 3,000 万円(税込)で推移しており、B は消費税の申告に当たり、簡易課税制度を選択していた。A は、もともと不動産貸付業を営み、年間の課税売上げは約 2,500 万円(税込)で推移し、消費税の課税事業者であるが、これまで簡易課税制度の適用を選択していない。
- A は、事業の承継を機に設備を更新することとし、本年(当課税期間)において新たな製造用機械 900 万円(税込)の購入を行った。A は、本年(当課税期間)までは、引き続き一般課税により消費税の申告を行うこととし、翌年(翌課税期間)から簡易課税制度の適用を受けたいと考え、本年末までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することとした。
- なお、A、B の事業は記載したものがすべてであり、それぞれの事業に係る課税売上げは各年で一定であることを前提とし、また、A、B はこれまで「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第 9 条第 4 項に規定する届出書)を提出したことはない。
- この場合において、A の翌課税期間における消費税の簡易課税制度の適用について、次の各項目に触れながら述べなさい。
- イ 簡易課税制度の適用要件
- ロ 消費税簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合
- (2) 簡易課税制度における消費税額の計算においては、事業の種類ごとの区分(事業区分)に応じた一定の控除割合(みなし仕入率)を用いるが、消費税法令に規定する各事業区分に該当する事業の意義及び各事業区分に適用されるみなし仕入率について述べなさい。

- (3) 簡易課税制度の適用を受ける場合に、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額とされる金額について、原則的な計算方法及び複数の事業を営んでいる場合に適用できる特例的な計算方法について述べなさい。また、事業の種類ごとの区分をしていないものがある場合の適用関係について述べなさい。

(注) 解答に当たり、適宜算式等を用いることとして差し支えない。

〔第二問〕 — 50 点—

問 1 株式会社甲（以下「甲社」という。）は不動産業を営んでいる法人であり、甲社の平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの当課税期間（事業年度）における取引等の状況は、次の【資料】のとおりである。

これに基づき、甲社の当課税期間の納税義務を判定した上で、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額をその計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して計算しなさい。

解答は、答案用紙の所定の箇所に記入し、個別に指示されている場合はその指示に従うこと。したがって、所定の箇所以外に記入されているものは、採点の対象としない。また、計算した数値が 0 となる場合は、0 と記入し空白と区別しなさい。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

1. 会計帳簿における経理については、すべて消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含んだ金額により経理している。
2. 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものである。
3. 確定申告により納付すべき消費税額の計算に当たって、消費税法令の規定に基づき適用される計算方法が 2 以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、当課税期間における納付すべき消費税額が最も少なくなる方法を採用するものとする。
4. 甲社は前課税期間まで、消費税の納税義務者となる場合で課税売上割合が 95 % 未満となる課税期間（平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間については、課税期間における課税売上高が 5 億円を超える課税期間を含む。）については、個別対応方式（消費税法第 30 条第 2 項第 1 号に規定する計算方法）により仕入れに係る消費税額の計算を行っており、当課税期間についても個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われている。

なお、消費税法第 30 条第 3 項第 2 号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。

5. 課税仕入れについて、課税資産の譲渡等にものみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）にものみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通課税仕入れ」という。）の区分については、特に記載があるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは課税資産の譲渡等にものみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にものみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。
6. 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って適正に保存されている。また、輸出取引等については、その証明書類が法令に従って適正に保存されている。
7. 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されており、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第 43 条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定を適用した仮決算による中間申告書の提出はしていない。

【資料】

- 1 甲社は、平成10年4月1日に資本金10,000,000円で設立された内国法人である。甲社は、毎年1月1日から12月31日までを事業年度としていたが、前々事業年度から事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日までとする変更を行っている。
- 2 甲社の前事業年度以前の取引等の状況は、次のとおりである。
なお、前事業年度以前の課税期間については、すべて消費税の課税事業者である。

取引の状況	自平成28年1月1日 至平成28年12月31日 (前々々事業年度)	自平成29年1月1日 至平成29年9月30日 (前々事業年度)	自平成29年10月1日 至平成30年9月30日 (前事業年度)
資産の譲渡等の金額	835,919,320円	614,241,600円	1,081,998,360円
うち非課税取引に係るもの	95,332,000円	301,884,000円	815,436,000円

- 3 甲社の前課税期間(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)に係る確定申告(期限内申告)による消費税等の額は、18,800,000円(消費税14,805,000円、地方消費税3,995,000円)である。
- 4 甲社の当課税期間(事業年度)の損益計算書の内容は、次のとおりである。

損 益 計 算 書		(単位：円)
自平成30年10月1日 至令和元年9月30日		
【 売 上 高 】		
不動産賃貸事業収入	191,117,000	
不動産販売事業収入	1,424,674,000	
その他事業収入	44,674,000	1,660,465,000
【 売 上 原 価 】		
不動産賃貸事業原価	23,768,200	
不動産販売事業原価	1,359,551,000	
その他事業原価	8,834,000	1,392,153,200
売 上 総 利 益		268,311,800
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		
福利厚生費	2,430,000	
支払手数料	2,940,800	
諸会費	223,760	
その他の費用	238,569,240	244,163,800
営 業 利 益		24,148,000
【 営 業 外 収 益 】		
受取利息配当金	442,530	
雑収入	440,000	882,530

【営業外費用】		
支払利息	6,834,000	6,834,000
経常利益		18,196,530
【特別利益】		
有価証券売却益	600,000	600,000
税引前当期純利益		18,796,530

5 損益計算書の内容に関して、付記すべき事項は次のとおりである。

(1) 「不動産賃貸事業収入」の内訳は、次のとおりである。

① A建物(居住用マンション)の賃貸料収入 25,340,000 円

当該建物は、平成19年9月18日に468,000,000円(うち土地200,000,000円、建物268,000,000円)で取得したマンションである。

上記賃貸料収入には、原状回復費相当額580,000円が含まれている。この原状回復費相当額は、当課税期間の6月30日に賃貸借契約が終了した賃借人が退去したため、その賃借人に代わり甲社が原状回復工事を行っており、その際に要した費用相当額としてその賃借人から預かっている敷金から差し引いたもので、当該敷金の残額は当期の7月31日にその賃借人に返還している。

なお、実際に要した原状回復費用と実額清算されるものではない。

② B建物(居住用マンション)の賃貸料収入 64,418,000 円

当該建物は、平成28年10月10日に1,100,000,000円(うち土地650,000,000円、建物450,000,000円)で取得したマンションである。

なお、上記賃貸料収入には、賃貸借契約が満了し引き続き居住している賃借人から収受した更新料1,184,000円が含まれている。

③ C建物(店舗・事務所兼居住用マンション)の賃貸料収入 80,119,000 円

当該建物は、平成27年2月26日に866,700,000円(うち土地500,000,000円、建物366,700,000円)で取得した12階建ての中古マンションであり、1階は店舗用、2階は事務所用として賃貸しており、3階から12階までの各室を居住用として賃貸している。1階店舗と2階事務所の賃貸料等の合計額は24,652,000円、3階から12階までの賃貸料等の合計額は55,467,000円である。

なお、3階から12階までの賃貸料等の合計額には、3階の一室の賃借人が甲社に無断で事務所として使用していたため、当期の6月1日に事務所用としてその契約を変更したが、その賃借人から契約変更までに収受したものの960,000円及び契約変更後に収受したものの648,000円が含まれている。

④ D建物(居住用マンション)の賃貸料収入 8,540,000円

当該建物は、前事業年度の7月に国外において71,000,000円(うち土地14,300,000円、建物56,700,000円)で購入し、賃貸しているものである。

なお、居住者の利便性向上のため、当期の11月に国内の事業者であるメーカーから宅配ボックスを378,000円で購入し、これを輸送して(輸送時の当該宅配ボックスの本船甲板渡し価格は400,000円であった。)、D建物に取り付けた。

⑤ E土地の地代収入 10,500,000円

当該土地は事業者に対して借地権を設定し賃貸している土地であり、当該事業者はこの土地の上に建物を建築して使用している。

なお、上記金額には当期の11月1日に契約を更新した借地権に係る更新料1,500,000円が含まれている。

⑥ F土地の地代収入 2,200,000円

当該土地は甲社の所有する更地で、近隣において建築工事を行う他の業者に対して、資材置き場として当期の2月16日から3月31日までの期間を貸付期間として契約し貸付けていたが、予定より工事が早く終わったため、3月9日に明渡しを受けた。上記金額は、実際に貸付けた期間に対応する金額を収受したものである。

(2) 「不動産販売事業収入」の内訳は、次のとおりである。

① G建物(中古居住用マンション) 684,550,000円

当期の10月21日に売却したもので、上記金額には土地部分の収入金額475,630,000円が含まれている。

② H建物(事務所用ビル) 615,620,000円

当期において建物完成後ただちに売却したもので、上記金額には土地部分の収入金額330,000,000円が含まれている。

③ I土地(宅地) 71,336,000円

当期の5月に造成工事を行い6月23日に売却したものである。

④ J戸建住宅 53,168,000円

当期の7月1日に売却したもので、上記金額には土地部分の収入金額27,400,000円が含まれている。

(3) 「その他事業収入」の内訳は、次のとおりである。

① 不動産取引の仲介をしたことによる手数料収入 40,276,000円

上記金額の内訳は、居住用アパートの賃貸借に係るもの11,235,000円、事業用ビルの賃貸借に係るもの10,401,000円、中古戸建住宅の売買に係るもの18,640,000円である。

② 損害保険会社から受け取った保険代理店収入 4,278,000円

③ 金融機関から受け取ったローン斡旋事務手数料 120,000円

(4) 「不動産賃貸事業原価」の内訳は、次のとおりである。

① 管理費 11,814,200 円

上記金額の内訳は、次のとおりであるが、(ニ)は現地の管理会社(非居住者)に対して支払っているものであり、それ以外は国内の管理会社に対して支払っているものである。

(イ) A建物の管理費 1,728,000 円

(ロ) B建物の管理費 4,174,200 円

(ハ) C建物の管理費 5,362,000 円

(ニ) D建物の管理費 550,000 円

② 広告宣伝費 5,994,000 円

上記金額の内訳は、次のとおりである。

(イ) A及びB建物の入居者募集のために要したもの 3,240,000 円

(ロ) C建物の入居者募集のために要したもの 2,700,000 円

(ハ) D建物の入居者募集のために要したもの 54,000 円

上記(ハ)の金額は、管理を委託している会社を通じて行った国外の広告に係る掲載料(電気通信利用役務の提供に該当するものでない。)である。

③ 修繕費 560,000 円

上記(1)①に係るA建物の賃借人が退去した際の原状回復工事の金額である。

④ コンサルタント料 540,000 円

D建物の賃貸事業について、国外の法律に詳しい国内の弁護士に支払っている報酬である。

⑤ 上記①から④以外の原価 4,860,000 円

不動産賃貸事業全般に係るもので、すべて当課税期間の課税仕入れに該当する。

(5) 「不動産販売事業原価」の内訳は、次のとおりである。

① G建物に係るもの 660,762,000 円

前期の7月25日に購入したもので、内訳は建物238,000,000円、土地422,762,000円である。

② H建物に係るもの 585,100,000 円

上記金額の内訳は、次のとおりである。

(イ) 土地の仕入高 304,550,000 円

(ロ) 建物の建築費 280,550,000 円

上記(ロ)の金額は、前期に課税仕入れを行い前期末において未成工事支出金に計上していた25,584,000円と、当期に課税仕入れを行い費用計上した254,966,000円の合計額である。

なお、甲社は、未成工事支出金に係る課税仕入れの時期については、消費税法第30条第1項第1号の規定により課税仕入れを行った日に仕入税額控除を行っている。

- ③ I 土地の仕入高 65,500,000 円
 上記金額には、当期の3月8日に購入後、5月に行った宅地造成工事の費用5,500,000円が含まれている。
- ④ J 戸建住宅に係るもの 48,189,000 円
 当期の11月4日に土地を購入し住宅を建築して販売したもので、内訳は、土地の仕入高24,200,000円、宅地造成費用800,000円、建物建築費23,189,000円である。
- (6) 「その他事業原価」の内訳は、次のとおりである。
- ① 広告宣伝費 5,417,000 円
 上記金額の内訳は、次のとおりである。
- (イ) 居住用アパートの賃貸借の仲介に係るチラシ広告作成・配布料 2,240,000 円
 (ロ) 事業用ビルの賃貸借の仲介に係る雑誌広告掲載料 1,927,000 円
 (ハ) 戸建住宅の売買の仲介に係る広告料 1,250,000 円
- ② 上記①以外の原価 3,417,000 円
 その他の事業全般に係るものであり、すべて当課税期間の課税仕入れに該当する。
- (7) 「販売費及び一般管理費」の内訳は、次のとおりである。
- ① 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。
- (イ) 健康診断費用 337,500 円
 (ロ) 国内慰安旅行費用 1,327,500 円
 上記(ロ)の金額には、当初の予定を変更したことに伴い、旅行会社に違約金として支払ったキャンセル料30,000円とキャンセル事務手数料1,620円が含まれている。
- (ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外の費用 765,000 円
 すべて課税仕入れであり、すべて共通課税仕入れに該当する。
- ② 「支払手数料」 2,940,800 円
 上記金額には、外国法人乙社(非居住者)が発行する社債を取得するため、内国法人である国内の証券会社に支払った媒介手数料80,000円が含まれており、その他はすべて課税仕入れとなる金額で、すべて共通課税仕入れに該当する。
- ③ 「諸会費」の内訳は、次のとおりである。
- (イ) 同業者団体の会費 80,000 円
 当該会費は、当該団体の通常の業務運営のために経常的に要する費用にあてるためのものである。
- (ロ) ゴルフクラブの年会費 120,000 円
 当該年会費は、取引先を接待する目的で使用するため、平成28年12月にゴルフ場利用株式を3,672,000円で購入し、入会したゴルフクラブの年会費である。
- (ハ) 法人用クレジットカードの年会費 23,760 円
- ④ 「その他の費用」で課税仕入れに該当する金額は24,543,560円であり、すべて共通課税仕入れに該当する。

(8) 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりである。

- ① 国内銀行の預金利息 142,530 円
- ② 外国法人乙社(非居住者)の社債利息 300,000 円

(9) 「有価証券売却益」600,000 円は、国内に所在する合資会社の出資持分(帳簿価額 3,000,000 円)を 3,600,000 円で売却したことによる売却益である。

(10) 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

- ① 損害賠償金 180,000 円

上記金額は、B建物において当課税期間中に賃貸借契約を解除した賃借人が、明渡しの期日までに退去せず、1月遅れて退去したため、当該賃借人から受け取った通常の家賃の1.5倍に相当する損害賠償金である。

- ② 照明器具の譲渡に係るもの 50,000 円

上記金額は、モデルルームで使用した照明器具を甲社の役員に対して譲渡した際に受け取ったものである。当該照明器具は、取得時において全額費用処理しており、譲渡時の時価は 230,000 円である。

- ③ 未収家賃の回収金 210,000 円

上記金額は、B建物の賃借人に対する未収賃料について、前課税期間において貸倒れ処理をしていたが、当課税期間に回収できたので計上したものである。

(11) 「支払利息」は、すべて国内銀行からの借入金に係るものである。

6 甲社の固定資産台帳(一部抜粋)は、次のとおりであり、いずれも当課税期間の末日において使用している。

(単位：円)

名称	取得年月	取得価額	減価償却費	期末残高
営業用車両	平成 28 年 4 月	4,950,000	618,852	1,239,565
応接セット	平成 28 年 8 月	1,180,000	176,020	528,063
宅配ボックス	平成 30 年 11 月	378,000	69,300	308,700

(注) ① 営業用車両は、1台あたり 1,650,000 円(うち付随費用 153,000 円)のものを 3台取得したものである。

② 応接セットは、本社応接室において来客用に使用するもので、社会通念上一の取引単位と認められるものである。また、取得価額には取得時運搬費用 110,000 円が含まれている。

③ 宅配ボックスは、上記 5(1)④に係るものである。

問2 株式会社甲(以下「甲社」という。)は、代表取締役であるA氏が設立したITサービス業を主たる事業とする法人である。また、株式会社乙(以下「乙社」という。)、株式会社丙(以下「丙社」という。)及び株式会社丁(以下「丁社」という。)は、それぞれA氏の親族により経営されている法人である。以下の資料に基づき、甲社における第1期から第3期までの各課税期間における納税義務の有無を判定しなさい。

ただし、解答に当たって判定方法が2以上ある場合には、それぞれの判定結果を示し、納税義務の有無の判定に当たって選択可能な事項については、その納税義務が免除されるように選択して判定を行うものとする。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

1. 甲社、乙社、丙社、丁社は、会計帳簿における経理については、すべて消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により経理している。
2. 取引等は、すべて国内において行われたものである。
3. 甲社は、平成29年9月1日に設立され、これまで「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第9条第4項に規定する届出書)を提出したことはない。
4. 甲社は、第1期から第3期までの各課税期間において、消費税法第2条第1項第16号に規定する調整対象固定資産や、消費税法第12条の4に規定する高額特定資産を取得したことはない。

【資料1】 甲社の概要

- (1) 資本金は設立時3,000,000円であったが、平成30年10月1日に増資を行い10,000,000円となっている。
- (2) 株主構成は次のとおりであり、設立時より変更はない。

(株主)	(持株割合)
A氏	100%
- (3) 各課税期間における取引の状況は次のとおりであり、「給与等の金額」はそれぞれの期間において支給した金額である。

なお、()内の金額は、それぞれの課税期間の開始の日以後6月の期間の金額である。

(単位：円)

取引の状況	自平成29年9月1日 至平成30年3月31日 (第1期)	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日 (第2期)	自平成31年4月1日 至令和2年3月31日 (第3期)
I 課税資産の譲渡等の金額	5,800,000 (4,950,000)	38,000,000 (17,800,000)	45,800,000 (22,500,000)
II 給与等の金額	3,500,000 (3,000,000)	22,000,000 (11,000,000)	25,000,000 (12,300,000)

【資料 2】 乙社の概要

- (1) 資本金は 10,000,000 円であり、設立時より変更はない。
 (2) 株主構成は次のとおりであり、設立時より変更はない。

(株主)	(持株割合)
B氏(Aの父、Aと別生計)	80 %
C氏(Aの兄、Aと別生計)	15 %
A氏	5 %

- (3) 乙社は建設機械の製造業を営んでいる。各課税期間における取引の状況は次のとおりであり、乙社は設立以来課税事業者である。

なお、()内の金額は、それぞれの課税期間の開始の日以後 6 月の期間の金額である。

また、乙社は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを事業年度としていたが、第 43 期より事業年度を毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする変更を行っている。

(単位：円)

取引の状況	第 42 期	第 43 期
	自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日	自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 28 年 7 月 31 日
課税資産の譲渡等の金額	507,000,000 (252,000,000)	162,000,000 (—)

取引の状況	第 44 期	第 45 期
	自平成 28 年 8 月 1 日 至平成 29 年 7 月 31 日	自平成 29 年 8 月 1 日 至平成 30 年 7 月 31 日
課税資産の譲渡等の金額	536,000,000 (270,000,000)	580,000,000 (275,000,000)

【資料 3】 丙社の概要

- (1) 資本金は 10,000,000 円であり、設立時より変更はない。
 (2) 株主構成は次のとおりであり、設立時より変更はない。

(株主)	(持株割合)
D氏(Fの父、Aと別生計)	55 %
E氏(Fの兄、Aと別生計)	35 %
F氏(Aの妻、Aと生計一)	10 %

- (3) 丙社は造園業を営んでいる。各課税期間における取引の状況は次のとおりであり、丙社は設立以来課税事業者である。

なお、()内の金額は、それぞれの課税期間の開始の日以後 6 月の期間の金額である。

(単位：円)

取引の状況	第10期	第11期
	自平成27年2月1日 至平成28年1月31日	自平成28年2月1日 至平成29年1月31日
課税資産の譲渡等の金額	388,000,000 (189,000,000)	501,000,000 (246,000,000)

取引の状況	第12期	第13期
	自平成29年2月1日 至平成30年1月31日	自平成30年2月1日 至平成31年1月31日
課税資産の譲渡等の金額	550,000,000 (275,000,000)	500,000,000 (235,000,000)

【資料4】 丁社の概要

- (1) 資本金は20,000,000円であり、設立時より変更はない。
- (2) 株主構成は次のとおりであり、設立時より変更はない。
(株主) (持株割合)
G氏(Bの妹、Aと別生計) 90%
B氏(Aの父、Aと別生計) 10%
- (3) 丁社は化粧品とオーガニック食品の企画販売業を営んでいる。各課税期間における取引の状況は次のとおりであり、丁社は設立以来課税事業者である。

なお、()内の金額は、それぞれの課税期間の開始の日以後6月の期間の金額である。

(単位：円)

取引の状況	第25期	第26期
	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
課税資産の譲渡等の金額	541,000,000 (265,000,000)	558,000,000 (278,000,000)

取引の状況	第27期	第28期
	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日
課税資産の譲渡等の金額	539,000,000 (258,000,000)	575,000,000 (287,000,000)